

事故調査体制の充実を図っている。

徴 航空交通に関する気象情報等の充実

気象情報等の充実

航空交通に影響を及ぼす自然現象を的確に把握し、飛行場予報・警報、空域を対象とする気象情報、航空路火山灰情報等の航空気象情報の適時・適切な発表及び関係機関への迅速な伝達に努めた。

東京国際空港においては、離着陸時に影響を及ぼ

す低層ウィンドシア(大気下層の風の急激な変化)を非降水時に検知可能な、空港気象ドップラーライダーによる観測を開始した。

運航情報等の充実

空港情報(使用滑走路、進入方式、気象情報等)、飛行中の航空機から報告があった情報等を体系的に整理・蓄積したデータベース等を利用して、運航者及び関係機関に対して航空機の運航に必要な情報の提供を行っている。

第3節

航空機の安全性の確保

1 航空機、装備品等の安全性を確保するための技術基準等の整備

航空機の安全性の向上を図るため、我が国の航空機の製造・運航により蓄積された経験を通じて得た知見をいかし、国際民間航空機関(ICAO)に定める標準の策定活動や国際会議等に積極的に参画して我が国の意見を反映した。また、これらの場で策定されたICAOに定める標準の制定状況、航空機技術の進展等に対応し、航空機及び装備品の安全性に関する技術基準等を強化するとともに、国産航空機の開発計画の始動にあわせて、我が国独自の技術基準を定める組織として、航空機技術基準企画室を平成20年度から設置することとした。

2 航空機の安全性に係る情報の収集、処理体制の充実等

航空事故の防止に役立てるため、航空機の安全性に関する情報の電算化を推進するとともに、外国の耐空性管理当局及び航空機製造者とも情報交換を密にし、耐空性改善通報の発行等、速やかに適切な措置を講ずることができるよう体制を整えた。

また、耐空性改善通報の一覧に加え、航空安全に関する技術基準等についてホームページ上で公開するなど情報公開の一層の充実を図った。

3 航空機の検査体制の充実

航空機検査官の質的向上を図るため、研修制度を拡充し、企業や外国の研修への参加など内容の強化

を図った。

4 航空機の整備に係る審査体制の充実

耐空証明を受けた航空機が、その構造、強度、性能等の面で常に良好な状態を維持するためには、航空機の使用自らが日常から整備作業を適切かつ確実に実施することが必要不可欠である。特に不特定多数の乗客の安全に係る航空運送事業者においては、整備の具体的な方法を整備規程に定め、国土交通大臣の認可を受けた上で航空機の整備を行っている。

航空運送事業者の整備体制に係る審査として、整備規程の認可に係る審査のほか、新規参入や新たな基地の追加、新機種導入時等に行う運航開始前の検査、定期的又は随時の安全監査の実施、定例連絡会議の開催、航空機のイレギュラー運航・故障等に係る機材不具合情報の収集等を行っており、これらを通じて的確に指導・監督を行った。

また、事故・トラブル等の原因究明と再発防止を航空運送事業者に強く指導し、航空運送事業者に対する監視・監督の強化を図った。

5 航空機の経年化対策の強化

長期間使用される航空機が増加しているため、各国政府、航空機製造者、運航者等において経年化対策が進められている。

我が国においても、従来から各航空運送事業者に対し、航空機の点検・整備の強化、改修の促進等を

指示するなど所要の対策を講じてきており、特に構造強度の改善、腐食防止、電気配線の経年化対策等

については耐空性改善通報等により、措置の強化を図った。

第4節 救助・救急活動の充実

1 搜索・救難体制の整備

航空機の遭難、行方不明等に際して、迅速かつ的確な搜索・救難活動を行うため、東京空港事務所に設置されている救難調整本部と搜索・救難に係る関係機関との合同訓練を実施した。

2 消防体制及び救急医療体制の整備

地方公共団体が管理する空港の消防・救急体制については、空港管理者による消防施設の整備を始め、所要の措置を講ずるよう指導した。

国土交通省は、空港消防力の充実強化を図るため、函館、高松、高知空港の化学消防車を大型化更新配備及び北九州空港に大型化学消防車を新規配備するとともに、仙台、松山、大分空港の空港用給水車及び新千歳、福岡、那覇空港の消防指揮車の性能

向上を図って更新配備した。

さらに、「空港保安防災教育訓練センター」においては、空港保安防災職員に対する専門的かつ総合的な訓練を実施するとともに、消火戦術等の研究等を推進した。

空港における救急医療体制については、高知、北九州、小松空港の救急医療資器材搬送車について大型化更新配備を行うとともに、稚内、釧路、北九州、高知、三沢、美保、徳島空港の治療用テントを新規配備するなど、救急医療に必要な医療資器材の配備等を進め、救急医療活動が的確かつ円滑に実施できるように関係医療機関との連携の強化を推進した。

また、早期に応急手当を実施するため、空港職員の応急手当講習の受講を推進した。

第5節 被害者支援の推進

損害賠償請求の援助活動等や被害者等の心情に配慮した対策の推進を図った。

特に、大規模事故が発生した場合には、警察、医

療機関、地方公共団体、民間の被害者支援団体等が連携を図り、被害者を支援することとしている。

第6節 防衛省における航空交通安全施策

防衛省は、航空交通の安全を確保するため、航空法の規定の一部が適用を除外されている自衛隊が使用する航空機、自衛隊の航空機に乗り組んで運航に従事する者、自衛隊が設置する飛行場等について基準を定めるなど必要な措置を講じている。

また、自衛隊において航空事故が発生した場合には、専門的な事故調査委員会等において徹底的な原因究明を行った後、調査結果を踏まえ所要の再発防

止対策を実施している。

なお、事故防止策の強化の観点から、飛行隊長等に対する補職前の安全教育の充実やメンタルヘルス 施策を始めとする各種施策にも取り組んでいる。

1 航空機の運航・整備

自衛隊が使用する航空機の運航に関しては、異常